

議案第28号

所沢市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
制定について

所沢市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別
記のとおり制定する。

令和6年 2月20日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

ひとり親家庭等の医療費助成に係る受給者を定義するため、所要の改正を行う
とともに、規定の整備をいたしたく、本案を提案するものである。

所沢市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
所沢市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成4年条例第35号）
の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

8 この条例において「受給者」とは、市長から第5条第1項の規定により受給者証の交付を受ける次条に定める対象者をいう。

第3条第1項中「有する」の次に「ひとり親家庭又は養育者の家庭に属する」を加え、同項第2号中「前条第3項」を「前条第3項各号」に改める。

第4条第1項中「対象者」を「前条の規定にかかわらず、対象者」に、「第6条に規定する受給者」を「そのひとり親家庭又は養育者の家庭に属する対象者について、受給者」に改める。

第5条第1項中「その」の次に「ひとり親家庭又は養育者の」を加え、同条第2項中「前項」の次に「による申請があった場合」を加え、「対象者でないと」を「受給者証を交付しないことを」に、「申請者」を「当該申請をした者」に改める。

第6条中「市」を「市長」に、「受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）」を「受給者」に改める。

第7条第2項中「市は」を「市長は」に、「ひとり親家庭等医療費」を「規則の定めるところによりひとり親家庭等医療費」に改める。

第8条第1項中「変更」を「変更等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。